

報告1

平成30年4月2日
財務部 財政課

平成29年度秦野市一般会計予算継続費通次繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	継続費設定年度	継続費の総額	29年度年割額	翌年度繰越額	番号	図面 ページ
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎耐震対策事業費（実施設計委託業務費及び工事費） 【資産経営課】	桜町一丁目地内	委託料 工事請負費	平成27～30年度	1,080,000,000	520,938,000	245,416,000		
7 土木費	2 道路橋りょう費	国庫関連市道改良事業費（秦野駅北口ペDESTRIANデッキ設置工事費） 【道路整備課】	今川町地内	工事請負費	平成28～30年度	653,000,000	199,400,000	47,525,600	①	5
8 消防費	1 消防費	消防署西分署整備事業費 【消防総務課】	柳町二丁目地内	工事請負費 物件補償費	平成29～31年度	524,820,000	139,771,000	200	②	6
合 計						2,257,820,000	860,109,000	292,941,800		

平成29年度秦野市一般会計予算繰越明許費繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支出済額	翌年度繰越額	番号	図面 ページ
2 総務費	1 総務管理費	秦野駅北口地区公共床取得費 【資産経営課】	今川町地内	負担金	128,000,000	-	128,000,000		
4 衛生費	3 清掃費	公衆トイレ維持管理費 【環境資源対策課】	鶴巻北二丁目地内	工事請負費	19,380,000	-	19,380,000	③	7
7 土木費	2 道路橋りょう費	国庫関連通学路整備工事費 【道路整備課】	栄町地内	用地買収費 物件補償費	57,800,000	-	57,800,000		
		橋りょう長寿命化・耐震化事業費 【建設管理課】	西田原地内外	工事請負費	61,500,000	-	61,500,000	④	5
		橋りょう新設改良事業費 【道路整備課】	東田原地内	工事請負費	46,160,000	-	46,160,000	⑤	5
	4 都市計画費	まちづくり推進経費 【都市政策課】	今川町地内	補助金	8,900,000	-	8,900,000	⑥	5
		秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業費 【都市整備課】	今泉地内	委託料 用地買収費 物件補償費	79,300,000	-	79,300,000		
		鶴巻温泉駅南口周辺整備事業費 【都市整備課】	鶴巻南一丁目地内	工事請負費	88,800,000	-	88,800,000	⑦	7
9 教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業費 【教育総務課】	横野地内	工事請負費	15,000,000	-	15,000,000	⑧	8
合 計					504,840,000	-	504,840,000		

平成29年度秦野市水道事業会計予算建設改良費の予算繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支払義務発生額	翌年度繰越額	説明	完成予定	番号	図面 ページ
1 資本的 支出	1 建設改良費	配水管改良事業費 (東田原丸山配水管改良工事) 【水道施設課】	東田原地内	工事請負費	10,000,000	-	10,000,000	合併工事である橋りょう新設改良事業において、 作業用車両の進入路等の用地について、地権者との 調整に日時を要したため	平成30年7月下旬	⑨	5
		配水管改良事業費 (曲松一丁目配水管改良工事) 【水道施設課】	曲松一丁目地内	工事請負費	34,200,000	-	34,200,000	地下埋設物の確認、調査及び施工方法の検討に日 時を要したため	平成30年6月下旬	⑩	6
		導水管送水管耐震化事業費 (戸川猿渡導水管改良工事) 【水道施設課】	戸川地内	工事請負費	30,000,000	-	30,000,000	天候不順、大雨等の影響により、工程を見直した ことに伴い、工期が不足したため	平成30年5月下旬	⑪	8
合 計					74,200,000	-	74,200,000				

平成29年度秦野市公共下水道事業会計予算継続費通次繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	継続費設定年度	継続費の総額	29年度年割額	翌年度繰越額	番号	図面ページ
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水幹線管きよ整備事業費 (大根第10雨水幹線塩貝橋ひかり橋区間整備事業費) 【下水道施設課】	鶴巻南四丁目地内	委託料 工事請負費	平成28~31年度	658,000,000	254,000,000	378,573,000	⑫	7

平成29年度秦野市公共下水道事業会計予算建設改良費の予算繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支払義務発生額	翌年度繰越額	説明	完成予定	番号	図面ページ
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水枝線管きよ整備事業費 (大根第8雨水枝線整備工事) 【下水道施設課】	南矢名地内	工事請負費	46,000,000	-	46,000,000	当初設計時に想定していなかった埋設物(水道管)の切廻し工事に日時を要したため	平成30年7月下旬	⑬	7
		汚水管きよ改良費 (東田原丸山第一汚水マンホールポンプ場補修工事) 【下水道施設課】	東田原地内	工事請負費	7,800,000	-	7,800,000	合併工事である橋りょう新設改良事業において、作業用車両の進入路等の用地について、地権者との調整に日時を要したため	平成30年7月下旬	⑭	5
合 計					53,800,000	-	53,800,000				

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年4月2日）

提案課名 生涯学習文化振興課

報告者名 五味田 直史

事案名	秦野市文化振興基金活用事業助成制度について	資料 有
提 案 趣 旨	<p>文化振興基金は、文化振興財団設立のための基本財産や事業を支える経費を積み立てるため、民間からの寄付金、市からの繰入金などを財源に、平成3年3月に設置しました。しかし、厳しい財政状況の中、寄付金や基金利子の減少など、設置当初と比べ社会情勢が変化したことから、平成25年5月の政策会議で財団設立を行わないこととし、改めて基金の活用を検討することになりました。</p> <p>そこで、平成29年度に文化芸術分野に造詣の深い有識者等で構成する「文化振興基金活用懇話会」を設置し、具体的な活用策の検討を進め、30年度から個人や団体が行う文化芸術活動を支援する助成制度を設けることとしましたので、報告するものです。</p>	
概 要	<p>助成制度の主な概要は次のとおりです。</p> <p>1 対象者</p> <p>市内に居住又は活動拠点を有し、文化芸術活動を行う個人又は団体。ただし、市外の個人又は団体でも、その活動が本市の文化芸術の向上や普及に寄与すると認める場合は対象とする。</p> <p>2 対象事業</p> <p>文化芸術活動の作品発表、展示、公演、講演会、シンポジウムなどで、広く市民を参加対象として行われ、当該年度に事業が完了するもの。ただし、政治的・宗教的活動や営利活動、公序良俗に反する活動は除く。</p> <p>3 文化芸術活動の範囲</p> <p>「文化芸術基本法」で掲げられている次のとおりとする。</p> <p>(1) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等） (2) 生活文化（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等） (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等） (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等） (5) 文化財等（有形文化財及び無形文化財等） (6) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）</p> <p>4 助成額</p> <p>上限：個人10万円、団体30万円（助成対象経費の1／2以内） ※予算の範囲内で助成（平成30年度予算：400万円）</p>	

	<p>5 助成対象経費 文化芸術活動を行うための人件費、会場設営費、広告宣伝費、事業制作費などを助成対象経費とし、食糧費、備品購入費、交通費、懇親会費などは除く。</p> <p>6 募集期間 平成30年4月16日(月)～6月15日(金)</p> <p>7 助成事業の選考 文化振興基金活用懇話会で評価を行い、その結果を踏まえ、市長が決定する。</p> <p>8 助成回数 同一の助成事業者につき一年度当たり1回までとする。また、同一の助成事業の助成は、連続5回までとする。</p>
経 過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年3月 将来の文化振興財団設立のための経費を積み立てるため、「秦野市文化振興基金」を設置 ・平成21年9月 基金の活用を重点施策の一つとした「秦野市文化芸術振興指針」を策定 ・平成24年3月 「文化振興基金活性化検討委員会」から市に対し、財団設立への出捐金を廃止し、基金活用の方向性の転換などを求めた「文化振興基金の有効活用に関する提言書」を提出 ・平成25年5月 政策会議において、財団を設立しないなど基金の用途見直しを政策決定 ・平成29年10月 「文化振興基金活用懇話会」を設置し、基金の具体的な活用策として、 ～30年3月 各種文化芸術活動を展開する個人や団体への支援を行う助成制度を検討(懇話会は4回開催)
今 後 の 進 め 方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月16日 議員連絡会に報告 ・平成30年4月16日～6月15日 助成事業の募集 ・平成30年7月中旬 助成事業の決定

平成30年度

秦野市文化振興基金活用事業助成制度
募集要項

秦野市

目 次

1	平成 30 年度助成制度の概要.....	1
2	助成対象者.....	2
3	助成対象事業.....	2
4	提出が必要な書類.....	3
5	助成金の額.....	3
6	助成対象経費.....	4
7	助成対象外経費一覧.....	5
8	事業の選考.....	6
9	助成事業の明記.....	6
10	事業内容の変更.....	6
11	助成金の辞退.....	7
12	実績報告書の提出.....	7
13	助成金の返還.....	8
14	助成金交付回数.....	8
15	文化振興基金活用事業助成金交付申請書.....	9
16	事業計画書.....	10
17	収支予算書.....	11
18	個人・団体概要書.....	13
19	申請書等の記入例.....	15

土地利用委員会 調整部会 審議案件報告書

(平成30年2月・3月 調整部会)

平成30年4月(定例部長会議) 開発建築指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	戸川字臺 148番1	(事業主名)	準工業地域	2,516.41	専用住宅15戸の分譲地造成
2	(事業名)	堀山下字松葉 380番5ほか	(事業主名)	工業専用地域	22,997.96	工場1棟及び危険物倉庫1棟の増築
3	(事業名)	鶴巻南二丁目 1082番1ほか	(事業主名)	第一種中高層住居専用地域	824.14	共同住宅1棟の建設 (世帯用9戸、単身用2戸 計11戸)
4	(事業名)	堀山下字関ヶ谷戸 488番ほか	(事業主名)	第一種中高層住居専用地域	1,173.04	専用住宅7戸の分譲地造成
5	(事業名)	南矢名四丁目 141番1の一部	(事業主名)	第一種低層住居専用地域	8,616.38	障害者施設1棟の建設
6	(事業名)	立野台二丁目 5番5	(事業主名)	準工業地域	1,593.33	研究所1棟の建設
7	(事業名)	室町 128番地ほか	(事業主名)	工業地域	1,194.71	保育所1棟の建設 ※仮設の後で本設建替え予定
8	(事業名)	曾屋字猪頭 1157番1ほか	(事業主名)	第一種住居地域 第二種住居地域	2,830.28	専用住宅15戸の分譲地造成
9	(事業名)	曾屋字高砂 620番1ほか	(事業主名)	工業専用地域	25,763.76	事務所1棟、工場1棟、倉庫2棟、 油脂庫2棟、給油スタンド1棟、 駐輪場1棟の建築
10	(事業名)	堀川字松並 229番1の一部	(事業主名)	第一種中高層住居専用地域	998.13	共同住宅1棟の建設 (世帯用6戸、単身用9戸 計15戸)

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び分譲住宅または共同住宅で10戸以上の環境創出行為を掲載。

(廃止案件)

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
11	(事業名)	曾屋字猪頭 1158番1ほか	(事業主名)	第一種住居地域 第二種住居地域	1,916.82	専用住宅9戸の分譲地造成

境界確定・所有権確認事件の第一審判決について（報告）

平成30年4月2日 建設部

平成29年6月15日付けで本市を被告とする境界確定・所有権確認請求の訴えが横浜地方裁判所小田原支部に提起され、本年3月8日に判決言渡がありました。

判決は、原告のA氏の主張が認められた内容ですが、本市が申請した筆界特定制度により特定された位置での境界確定がされたことなど、これ以上原告と争う必要はなく、判決内容を受け入れるべきであることから、控訴しないこととし、同月23日に判決が確定しましたので、報告するものです。

1 事件の概要

原告のA氏所有地（堀山下字永府182番3）は、本市管理の道路対面の土地所有者と道路の位置について長年争いがあり、境界確定ができない状況が続いていたことから、裁判により解決するため、所有地と隣接する道路の管理者である本市を被告として、境界確定及び所有権確認訴訟を提起したものです。

2 訴訟の経過

(1) 原告の主張について

原告のA氏は、本市が平成20年度に実施した筆界特定制度で特定された筆界での境界の確定、所有権の確認であり、本市としても、道路幅員の確保を前提に、筆界特定制度の位置での境界確定に応じることとしました。

(2) 訴訟告知について

本判決において確定する道路の位置は、必然的に道路対面の土地（堀山下字永府182番1、同番2）との境界にも影響するため、土地所有者であるB氏に対し訴訟告知を行い、裁判への参加を求めました。（B氏は欠席）

(3) 判決までの経過について

裁判は、3回の口頭弁論期日、2回の弁論準備期日により、原告提出の図面が筆界特定制度で特定された筆界と一致すること、現地再現性があることなどを確認し、判決に至ったものです。

3 今後の対応

本年4月16日の議員連絡会に報告します。

また、当該地は、都市計画道路水無川右岸線の事業計画地であり、本市としても道路の開通は長年の懸案事項となっていました。

本判決により所有権の範囲が確定し、原告も道路の早期開通を求めていることから、原告や関係地権者に対し、道路の開通に向けた協議を進めます。

以上